

2 気象警報等の種類と発表基準

(1) 注意報

表 気象注意報の種類と発表基準(1/2)

種	類	発 表 基 準		
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 象 注 意 報	風雪注意報	風雪によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い平均風速が陸上及び東京湾で 13m/s、その他の海上で 15m/s 以上と予想される場合。
			強風注意報	強風によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上及び東京湾で 13m/s、その他の海上で 15m/s 以上と予想される場合。
			大雨注意報	大雨によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 30mm 以上又は 3 時間雨量が 60mm 以上もしくは 土壤雨量指数が基準以上 (92) と予想される場合。
			大雪注意報	大雪によって重大な被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが 5cm 以上と予想される場合。
			濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上で 100m 以下又は海上で 500m 以下になると予想される場合。
			雷注意報	落雷等によって被害が予想される場合。
			乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 30%以下になると予想される場合。
			着氷(雪)注意報	激しい着氷(雪)が予想される場合。
			霜注意報	晩霜によって農作物等に著しい被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 4 月 1 日から 5 月 31 日までに最低気温が 4℃以下と予想される場合。
			低温注意報	低温によって農作物等に著しい被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 夏期最低気温が銚子で 16℃以下が 2 日以上継続、冬期最低気温が銚子で-3℃以下、千葉で-5℃以下と予想される場合。

表 気象注意報の種類と発表基準(2/2)

種		類	発 表 基 準
注意報	一般の利用に適合するもの	※1 地面現象注意報	地面現象注意報 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって被害が予想される場合。
		高潮注意報	高 潮 注 意 報 台風等による海面の上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面 (T.P) 上東京港 1.5m 以上、千葉 1.5m 以上と予想される場合。
		波浪注意報	波 浪 注 意 報 風浪、うねり等によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が東京湾 1.5m 以上と予想される場合。
		※1 浸水注意報	浸 水 注 意 報 浸水によって被害が予想される場合。
		洪水注意報	洪 水 注 意 報 洪水によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 30mm 以上又は 3 時間雨量が 60mm 以上と予想される場合。
		※2 水防活動用の利用に適合するもの	水防活動用気象注意報
	水防活動用高潮注意報	高 潮 注 意 報 一般の利用に適合する高潮注意報に同じ。	
	水防活動用注意報	洪 水 注 意 報 一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。	

- 注) 1. 発表基準欄に記載した数値は、県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。
これは、近年宅地開発等により災害発生が多くなり、今後この数値は変わることもある。
2. ※1 この注意報は、標題を出さないで気象注意報と含めて行う。
※2 水防活動の利用に適合する注意報は、一般の注意報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。
3. 注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。
また、新たな注意報又は警報が発表される時は、これまで継続中の注意報は自動的に解除又は更新されて新たな注意報又は警報に替えられる。
4. この基準は、平成 21 年 6 月 2 日現在、千葉県北西部東葛飾地域のものである。

(2) 警報

表 気象警報の種類と発表基準(1/2)

種	類	発表基準	
警報	一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風警報 暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
		暴風雪警報 暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。	
		大雨警報 大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が50mm以上又は 土壌雨量指数が基準(115) 以上と予想される場合。	
		大雪警報 大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが20cm以上と予想される場合。	
		※1 地面現象警報 地面現象警報 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	
		高潮警報 高潮警報 台風等による海面の上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面(T.P) 上東京港2.9m以上、千葉3.5m 以上と予想される場合。	
		波浪警報 波浪警報 風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が東京湾3.0m以上となると予想される場合。	
		※1 浸水警報 浸水警報 浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	
		洪水警報 洪水警報 洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が50mm以上又は 1時間雨量が30mm以上かつ江戸川流域雨量指数9 以上と予想される場合。	

表 気象警報の種類と発表基準(2/2)

種		類		発 表 基 準
警 報	※2 水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象警報	大 雨 警 報	一般の利用に適合する大雨警報に同じ。
		水防活動用高潮警報	高 潮 警 報	一般の利用に適合する高潮警報に同じ。
		水防活動用洪水警報	洪 水 警 報	一般の利用に適合する洪水警報に同じ。

- 注) 1. 発表基準欄に記載した数値は、県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。
これは、近年宅地開発等により災害発生が多くなり、今後この数値は変わることもある。
2. ※1 この警報は、標題を出さないで気象警報と含めて行う。
※2 水防活動の利用に適合する警報は、一般の注警報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。
3. 警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。
また、新たな注意報又は警報が発表される時は、これまで継続中の警報は自動的に解除又は更新されて新たな注意報又は警報に替えられる。
4. この基準は、平成 21 年 6 月 2 日現在、千葉県北西部東葛飾地域のものである。